

「北本市老朽空き家等解体費」の補助金交付制度

市では、土地の利活用の促進と流通が困難な老朽空き家を減らすことを目的として、老朽空き家等の解体に係る費用の一部を補助します。

1 補助金の額

解体工事 最高 **30万円** (市内業者が解体した場合)
(市外業者が解体した場合は 20万円)

補助対象経費の1 / 2

2 対象となる空き家

- (1) 昭和56年5月31日以前の建築確認により建築された戸建て住宅または併用住宅
- (2) 申請時点において、5年以上空き家であること
- (3) 公共事業の物件補償の対象となっていない個人が所有するもの

3 申請できる人

- (1) 空き家の所有権を有している人
- (2) 市税等の滞納がない人



4 補助対象工事

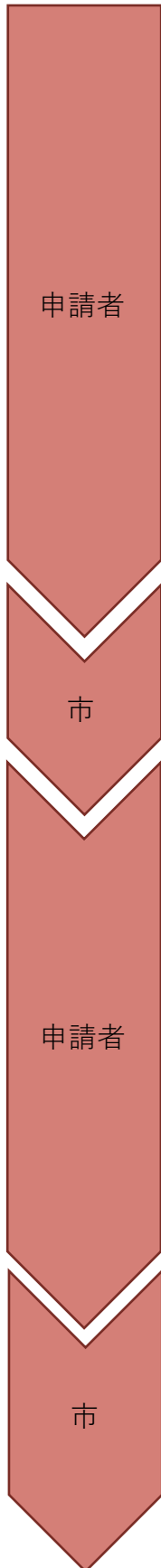
- (1) 老朽空き家等を解体し、更地にする工事
- (2) 当該年度の3月末日までに完了報告書兼請求書を提出できる工事
※申請時点で既に解体工事が着工されていた場合や、完了しているものは対象となりません。
※家財等の動産の処分に関する工事は補助の対象となりません。

5 申請方法

申請を希望する人は、あらかじめ建築開発課営繕・住宅担当の窓口で補助対象になるかを相談のうえ、必要な書類をそろえて提出してください。
※申請額が予算に到達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ先：北本市建築開発課 営繕・住宅担当
電話番号：048-594-5574

申請から交付までの流れ



- ・ 交付申請書に、以下の必要書類を添付して提出してください。
※完納証明書や住民票、戸籍謄本は 30 日以内に取得したものに限りです。
 - 5 年以上、空き家等であることが分かる書類（桶川北本水道企業団の給水区域内であれば「水道使用量の確認に関する同意書」の提出も可）
 - 市税の完納証明書（※）
 - 見積書等のコピー
 - 建物登記事項証明書
（未登記の場合は、当該年度の物件明細がある固定資産税の納税通知書等）
 - 着工前の現場写真
＜該当者のみ＞
 - 居住地の市区町村税の完納証明書（※）（北本市以外に居住の場合）
 - 共有者の同意書
 - 所有権以外の権利を有している者の全員の同意書
 - その他市が必要と認める書類
- ・ 書類を審査し、適当であると認められれば、「交付決定通知書」を郵送します。
※郵送まで、1 週間程度かかります。
※「交付決定通知書」が手元に届いてから着工してください。
- ・ 交付決定通知書を受領後、工事着工。
※工事内容や金額に変更が発生した場合は、電話や窓口でご相談ください。
- ・ 工事完了後 30 日以内に、工事完了報告書兼請求書に必要書類を添付して提出してください。
 - 請負契約書のコピー
 - 領収書等のコピー
 - 工事費用の内訳を示す書類
 - 解体後の現場写真※工事内容や金額に変更があった場合、必要書類はすべて変更後の内容で提出してください。
- ・ 書類を審査し、適当であると認められれば、1 週間程度で額確定通知書を郵送します。
工事完了報告書兼請求書に記入した口座に補助金が交付されます。
※補助金の交付まで、3 週間程度かかります。
※振込後の通知はありません。通帳記帳等で振込をご確認ください。